

民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台(10)

目次

第1	錯誤	1
1	錯誤によって意思表示の効力を否定するための要件	1
2	動機の錯誤	2
3	錯誤者に重過失がある場合の例外	4
4	第三者保護要件	5
第2	保証	6
1	個人保証の制限	6
2	契約締結時の情報提供義務	9
3	主たる債務の履行状況に関する情報提供義務	10

第1 錯誤

1 錯誤によって意思表示の効力を否定するための要件

民法第95条本文の規律を次のように改めるものとする。

意思表示に錯誤があった場合において、その錯誤がなかったとすれば表意者はその意思表示をせず、かつ、それが取引通念上相当と認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができる。

○中間試案第3、2「錯誤（民法第95条関係）」

民法第95条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 意思表示に錯誤があった場合において、表意者がその真意と異なることを知っていたとすれば表意者はその意思表示をせず、かつ、通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができるものとする。

(2)～(4) (略)

(説明)

1 現行の規定及び問題の所在

民法第95条の「法律行為の要素に錯誤があった」に該当するかどうかは、起草者の説明によれば、表意者に錯誤がなかったならば意思表示をしなかったであろうというような表意者の主観を基準として判断するのではなく、法律行為のどの部分に錯誤があるかによって客観的に判断されると考えられていた。しかし、その後、条文の字義に拘泥すべきではないと主張し、その錯誤がなければ表意者は意思表示をしなかったと認められ、かつ、意思表示をしないことが世上一般の観念からも正当である場合に、要素の錯誤に該当するという考え方が現れ、その後、この見解の影響の下に、錯誤と意思表示との主観的因果性とその錯誤の客観的重要性によって判断するという判例法理が確立している（例えば、大判大正7年10月3日民録24輯1852頁、大判昭和8年6月8日刑集12巻771頁）。その後の学説も、要素の錯誤に関するこのような判例法理を支持しており、現在の実務はこの判例法理を前提として運用されている。その結果、錯誤に関する現実の規律内容は、「法律行為の要素に錯誤があった」という民法第95条の文言からは素直に読み取ることができないものになっている。そこで、現実の規律内容に即して同条を改正する必要がある。

また、民法第95条は、法律行為の要素に錯誤があった場合の効果として、意思表示を無効としている。これは、意思表示に錯誤がある場合には意思表示の効力の根拠である意思が欠けているからその効力を認めることができないという理論的な理解に基づくものである。「無効」は、原則的には、意思表示が効力を有しないことを意味するから、この原則を貫けば、意思表示に錯誤がある場合の無効は、誰からも主張することができることにはならずである。しかし、その後の判例は、その効果が「無効」であることから導かれるこのような理論的な帰結に必ずしも忠実ではない。すなわち、表意者自身が

錯誤による意思表示の無効を主張する意思を有していない場合は、原則として第三者がこの意思表示の無効を主張することはできないとしている（最判昭和40年9月10日民集19巻6号1512頁）。学説も、錯誤の規定は表意者を保護するための規定であり、表意者がその意思表示の効力を否定するつもりがない場合にまで第三者による無効主張を認める必要はないとして、この判例法理を支持している。

また、民法制定当初の起草者の理解は、表意者が意思表示をするに至った理由に錯誤があっても要素の錯誤には当たらないというものであり、錯誤によって意思表示の効力が否定されるのは表示に対応する意思が欠ける場面であるということができたが、その後の判例は、一定の要件の下で動機の錯誤が同法第95条の錯誤として顧慮されるとするに至っており（後記2及びその説明参照）、立法当初の理解と異なり、同条によって意思表示の効力が否定されるのは、表示に対応した意思が欠けている場合に限定されないことになっている。

このように、法律行為の要素に錯誤があった場合の現実の効果は原則的な「無効」とは異なるものになっており、また、表示に対応する意思がないから「無効」であるという説明が妥当しない場面にも民法第95条が適用されるに至っている。実務はこの判例法理に従って運用されているが、これは、同条が規定する「無効」よりもむしろ取消しに近いものと言える。そこで、同条の効果をこの判例法理に即して改める必要がある。

2 改正の内容

素案は、民法第95条に基づいて錯誤による意思表示の効力が否定されるための要件を、現在の判例法理に即したものに改めるとともに、錯誤の効果を無効から取消可能に改めるものである。

錯誤によって意思表示の効力が否定されるための要件は、上記大正7年大判が、法律行為の要素とは「若シ此点ニ付キ錯誤ナカリシセハ意思ヲ表示セサルヘク且ツ表示セサルコトカー一般取引上ノ通念ニ照シ至当ナリト認メラルルモノヲ謂フ」と判示していることを参照したものである。

2 動機の錯誤

動機の錯誤に関して次のような規定を新たに設けるものとする。

意思表示の動機に錯誤があり、かつ、次のいずれかに該当する場合において、その錯誤がなかったとすれば表意者はその意思表示をせず、かつ、それが取引通念上相当と認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができる

- (1) 動機が法律行為の内容になっているとき。
- (2) 動機の錯誤が相手方によって惹起されたとき。【P】

○中間試案第3、2「錯誤（民法第95条関係）」

民法第95条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) (略)
- (2) 目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項に錯誤があり、かつ、

次のいずれかに該当する場合において、当該錯誤がなければ表意者はその意思表示をせず、かつ、通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができるものとする。

ア 意思表示の前提となる当該事項に関する表意者の認識が法律行為の内容になっているとき。

イ 表意者の錯誤が、相手方が事実と異なることを表示したために生じたものであるとき。

(3)・(4) (略)

(注) 上記(2)イ(不実表示)については、規定を設けないという考え方がある。

(説明)

1 現行の規定

動機の錯誤、すなわち意思どおりの表示をしているがその意思の形成過程で思い違いがあり、それに基づいて意思表示を行った場合に、この錯誤が民法第95条の「法律行為の要素に錯誤があったとき」に該当し得るかどうかについては、条文上明確ではない。判例の考え方にも変遷が見られ、また、動機の錯誤がどのような場合に同条の錯誤として顧慮されるかに関する学説も様々であることから、この点についての規律内容は不明確な状態にある。そのため、この点についての規律を設ける必要がある。

2 改正の内容

素案は、現在の判例の到達点を踏まえて、動機の錯誤に関する規律を設けるものである。近時の判例には、「意思表示の動機の錯誤が法律行為の要素の錯誤としてその無効をきたすためには、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もし錯誤がなかったならば表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合であることを要する」という一般論を示したものがある(最判平成元年9月14日集民157号555頁)。この判例は、動機が相手方に表示されることをも要件としているようにも読めるが、一方で、動機の表示を問題とせずに法律行為の内容になっているかどうかを判断した判例もあり(例えば、最判昭和32年12月19日民集11巻13号2299頁、最判昭和34年5月14日民集13巻5号584頁)、現在の判例においては、法律行為の内容になっているかどうか重要な意義を有していると考えられる。そこで、素案は、意思表示の動機に錯誤があった場合には、それが法律行為の内容になっているときは、民法第95条の錯誤として顧慮されることとしている。

なお、個々の判例には、「法律行為の内容」ではなく、「意思表示の内容」という文言を用いるものもある(最判昭和29年11月26日民集8巻11号2087頁、最判昭和45年5月29日集民99号273頁)。「法律行為の内容になる」と「意思表示の内容になる」という表現は、判例において厳密に使い分けられていないことから明らかなように、実質的には異なる内容を意味するものではないと考えられる。しかし、意思表示の形成過程で生じた認識の誤りのリスクは原則として表意者が負担すべきであり、そのリスクを相手方に転嫁することは表意者の一方的な行為のみによって可能なのではなく、そのリスクを転嫁するに足りる相手方の関与があることが必要であると考えられ、

このことを表現するためには、表意者の行為である「意思表示」よりも、「法律行為」の内容になったという表現がより適切であると考えられる。そこで、素案は「法律行為の内容になる」という表現を用いている。

素案(2)のように錯誤が相手方によって惹起された場合に関する規定を設けるかどうかは、部会資料66Bに基づく第76回会議の審議結果を踏まえて改めて検討する。

現在の判例法理においても、動機の法律行為の内容になっていたとしても、そのことから直ちに意思表示の効力が否定されるわけではなく、「その錯誤がなかったとすれば表意者はその意思表示をせず、かつ、それが取引通念上相当と認められる」という要件は必要であるとされている。そのため、素案の柱書きでは、前記1と同様に、この要件が必要であることとしている。

3 錯誤者に重過失がある場合の例外

民法第95条ただし書の規律を次のように改めるものとする。

前記1又は2の錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、表意者は、次のいずれかに該当するときに除き、前記1又は2による意思表示の取消しをすることができない。

ア 相手方が、前記1又は2の錯誤があることを知り、又は知らなかったことについて重大な過失があるとき。

イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

○中間試案第3、2「錯誤（民法第95条関係）」

民法第95条の規律を次のように改めるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 上記(1)又は(2)の意思表示をしたことについて表意者に重大な過失があった場合には、次のいずれかに該当するときに除き、上記(1)又は(2)による意思表示の取消しをすることができないものとする。

ア 相手方が、表意者が上記(1)又は(2)の意思表示をしたことを知り、又は知らなかったことについて重大な過失があるとき。

イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

(4) (略)

(説明)

1 素案柱書きについて

素案柱書きは、民法第95条ただし書を実質的に維持するものである。ただし、重過失の対象を明らかにするとともに、錯誤の効果を無効から取消可能に改めたことに伴って効果をこれに即したものに改めるなどの修正を行っている。

2 素案ア及びイについて

(1) 現行の規定及び問題の所在

錯誤による意思表示をした表意者に重過失がある場合であっても、表意者が錯誤に

陥っていることを相手方が知っていた場合や、相手方が同一の錯誤に陥っていた場合には、相手方には保護に値する信頼がないため、表意者は錯誤に基づいて意思表示の効力を否定することができるという見解が有力に主張されている。しかし、現行法上は、表意者に重過失があっても例外的に錯誤無効を主張することができる場合の有無やその要件に関して規定が設けられておらず、この点が不明確な状態にある。錯誤による意思表示をした表意者の重過失は現実の裁判例においても問題となることが多いが、仮に表意者に重過失があっても錯誤無効を主張することができるかどうかについて、当事者が異なる考え方を前提とした主張を行うなど、無用の争点を生じさせている。このため、この点に関する規律内容を条文上も明確にする必要がある。

(2) 改正の内容

素案アは、表意者が錯誤に陥っていることを相手方が知っていたか、あるいは知らなかったことについて重過失がある場合には、表意者に重過失があっても錯誤を理由として意思表示を取り消すことができることを明確にするものである。表意者の意思表示が錯誤によるものであることを相手方が知り、又は知らなかったことについて重過失があるときは、相手方を保護する必要がないからであり、支配的な見解に従って明文の規定を設けるものである。

素案イは、当事者双方が同一の錯誤に陥っている場合にも、表意者は意思表示を取り消すことができることとするものである。相手方も同様の錯誤に陥っている場合には、法律行為の効力を維持して相手方に予期しなかった利益を与える必要はないからであり、これも支配的な見解に従って明文の規定を設けるものである。

4 第三者保護要件

錯誤による意思表示に基づいて新たに利害関係を有するに至った第三者の保護要件に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

前記1又は2による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

○中間試案第3、2「錯誤（民法第95条関係）」

民法第95条の規律を次のように改めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 上記(1)又は(2)による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。

(説明)

1 現行の規定及び問題の所在

意思表示の効力が否定された場合にその意思表示を前提として新たに法律上利害関係を有するに至った第三者を保護するための規定は、通謀虚偽表示及び詐欺に関しては設けられているが、錯誤については設けられていない。このため、錯誤によって意思表示が無効とされる場合に第三者が保護される余地はないようにも解し得る。しかし、これ

では第三者にとって酷な場合がある上、詐欺などの場合との均衡も失することとなる。そこで、詐欺に関する民法第96条第3項を類推適用することなどによって第三者を保護するという解釈論も主張されているが、明文の規定がないため、規律内容が不明確な状態にある。

2 改正の内容

錯誤による意思表示が有効なものと扱われることによって表意者は権利を失ったり義務を負ったりすることになるが、表意者にこのような不利益を負担させてまで第三者を保護するためには、第三者に保護に値するだけの正当な信頼が必要であると考えられる。そこで、素案は、第三者保護要件として、善意かつ無過失が必要であることとしている。

第2 保証

1 個人保証の制限

個人保証の効力に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

(1) 主たる債務者が事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約（保証人が法人であるものを除く。）又は貸金等根保証契約は、保証人が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

ア 主たる債務者が法人その他の団体である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

イ 主たる債務者が法人である場合のその総社員又は総株主の議決権の過半数を有する者

(2) 主たる債務者が事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約（保証人が法人であるものを除く。）は、保証人が上記(1)各号に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

(3) 保証契約の締結に先立ち、次に掲げる方式に従った公正証書が作成されていたときは、当該保証契約に関しては、上記(1)及び(2)は、適用しない。

ア 保証人になろうとする者が、次に掲げる事項を公証人に口授すること。

(ア) 保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うことを理解していること。

(イ) 連帯保証である場合には、連帯保証人は催告の抗弁、検索の抗弁及び分別の利益を有しないことを理解していること。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)を理解した上で主債務について保証契約を締結する意思を有していること。

イ 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

ウ 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した上、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

エ 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨

を付記して、これに署名し、印を押すこと。

○中間試案第17、6「(1) 個人保証の制限」

次に掲げる保証契約は、保証人が主たる債務者の〔いわゆる経営者〕であるものを除き、無効とするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（貸金等債務）が含まれる根保証契約であって、保証人が個人であるもの

イ 債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって、保証人が個人であるもの

(説明)

1 いわゆる経営者の範囲

部会資料70A第1、2(1)においては、主たる債務者が事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約（保証人が法人であるものを除く。）は原則として無効とされ、例外的に主債務者と一定の関係にある者のみが保証契約を締結することができることとされていた。

例外的に保証をすることができる者として、主債務者が法人その他の団体である場合のその代表者（部会資料70A第1、2(1)ア(ア)）と、その業務を執行する権利を有する者（部会資料70A第1、2(1)ア(イ)）が挙げられていた。これによれば、例えば取締役会設置会社において業務を執行する取締役として選定されていない取締役（会社法第363条1項2号参照）や、委員会設置会社における取締役（同法第415条）は、業務を執行する権利を有する者に当たらないため保証することはできないことになる。しかし、業務を執行する権利を有しない取締役も、業務執行の決定をする権限を有する取締役会（同法362条2項）の一員として会社の重要な意思決定に関与することができる。事業性の債務を主債務とする保証契約の効力の原則的な禁止は、保証が情義に基づいて断りきれずに締結されることが多いこと、保証契約を締結する時点では保証債務の履行を求められるかどうかは確定しておらず、保証契約を締結するリスクについて合理的な判断が困難であることを根拠とするものであるが、業務執行の決定に関与することができる者による保証は情義に基づくという側面が弱く、また、このような者は業務執行の決定に必要な情報を入手する権限も与えられているから、このような者による保証の効力を肯定しても、保証契約の原則的禁止の趣旨に反するとまでは言えない。また、経営者保証には経営の規律付けに寄与するという面があり、この点を考慮して保証を無効とするという原則の適用が除外されているが、業務を執行する者だけではなく、業務執行の決定に関与する者についてもその意思決定の規律付けという趣旨が妥当する。そこで、業務執行の権利を有する者だけでなく、業務執行の決定に関与することができる者についても、有効に保証人になることができる者に含めるのが相当であると考えられる。これを踏まえ、素案においては、保証人になることができる者を「主たる債務者が法人その他の団体である場合のその理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこ

れらに準ずる者」と改めている。

部会資料70Aにおいては、保証することができる者として主債務者の代表者をも挙げているが（同第1、2(1)ア(ア)）、「理事、取締役、執行役」等に含まれるため、これと別に規定しないこととした。また、無限責任社員も挙げられていたが、これは主債務者の業務執行等に関与することに着目したのではなく、主債務者の債務について責任を負うべき地位にいることから、保証契約を有効に締結することができることとしてもより重い責任を負わせることにはならないという点に着目したものであった。その点で、もともとその趣旨が他の類型とは異なるものであった上、無限責任社員としての責任は主債務者が債務を履行することができない場合の二次的なものであるのに比べて保証人については必ずしもそうではないなど、責任の在り方も必ずしも同じとは言えない。そこで、素案では無限責任社員は挙げていない。「同等以上の支配力を有する者」については、その内容が不明確であるとの批判があり、これに該当するかどうかによって保証契約の効力の有無が左右されるものであることを考えると不明確な概念をできる限り排除すべきであると考えられるため、素案(1)ではこれを別に規定してはいない。

2 第三者が例外的に保証をするための要件

部会資料70Aにおいては、会社と一定の関係にある者として有効に保証をすることができる者以外の者であっても、保証意思を確認するための厳格な手続を経ることによって有効に保証契約を締結することができる余地を残す考え方が提示されていた。これについての第80回会議における審議の経過も踏まえ、素案(3)では、素案(1)ア又はイに該当する者以外の者であっても、保証意思を公正証書によって確認することによって有効に保証をすることができるとともに、この場合に従うべき方法を定めている。

保証契約の効力を原則として否定するのは、保証契約の持つ情義性や未必性などの性質から、典型的に、保証人になろうとする者がそのリスクを合理的に判断することなく安易に締結しがちであることを根拠とするものであることからすると、例外的に保証契約を有効に締結することができることとするためには、保証人になろうとする者が保証契約を締結することのリスクを十分考慮した上でなお保証契約を締結する意思を有することを確認する必要がある。そこで、本文(3)においては、保証契約を締結しようとする者が、保証契約や連帯保証契約の意味を理解していること、これを理解した上で保証契約を締結する意思を有していることを公証人に対して口頭で陳述することを要件としている。中間試案においては、保証契約締結時に保証契約や連帯保証契約の意味を債権者が保証人になろうとする者に対して説明しなければならないという規律を設けることが検討課題とされていたが、債権者の陳述義務ではなく保証人の陳述という形で、保証人になろうとする者が保証の意味等を理解しているという状況を実現しようとするものである。その上で、保証人になろうとする者が口授した内容を正確に記録する手段を、公正証書遺言に関する民法第969条を参考として規定している。なお、保証契約を締結しようとする者が口がきけない者又は耳が聞こえない者である場合については、必要な規定を設ける必要がある（同法第969条の2参照）。

素案(1)の原則に対する素案(3)のような例外を設けることに対しては、保証人保護の観点から、その余地を客観的に限定する必要があるという指摘もある。例えば起業をし

たばかりで十分な信用が得られていない主債務者を支援するために第三者が保証をする場合など、第三者保証の必要性が特に高い類型に限って素案(3)による第三者保証の余地を残し、それ以外については素案(3)のような例外を設けないという考え方である。もっとも、客観的に素案(3)の適用範囲を限定する基準をどのように設定するかも困難な問題であるが、どのように考えるか。

2 契約締結時の情報提供義務

契約締結時の情報提供義務に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

(1) 事業のために債務を負担する者がその債務について保証を委託するときは、委託を受ける者（法人を除く。）に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

ア 資産及び収入の状況

イ 主たる債務以外に負担している債務の有無、額及び履行状況

ウ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(2) 主たる債務者が上記(1)の説明をせず、又は虚偽の説明をしたために委託を受けた者が上記(1)各号に掲げる事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者が上記(1)の説明をせず、又は虚偽の説明をしたことを債権者が知り、又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

○中間試案第17、6「(2) 契約締結時の説明義務、情報提供義務」

事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結しようとする場合には、保証人に対し、次のような事項を説明しなければならないものとし、債権者がこれを怠ったときは、保証人がその保証契約を取り消すことができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うこと。

イ 連帯保証である場合には、連帯保証人は催告の抗弁、検索の抗弁及び分別の利益を有しないこと。

ウ 主たる債務の内容（元本の額、利息・損害金の内容、条件・期限の定め等）

エ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合には、主たる債務者の
[信用状況]

(説明)

1 事業の具体的な内容及び現在の収益状況

部会資料70Aにおいては、事業のために債務を負担する者が保証を委託する場合に提供すべき情報の内容の一つとして、「当該事業の具体的な内容及び現在の収益状況」を

掲げていた。しかし、事業のために債務を負担する者は、特定の事業のためというよりも、主債務者が行う事業全体のために借入れをすることも多く、その債務の負担に対応する「事業」を特定することができない場合がある。また、この情報提供義務の趣旨は、保証人が主債務者による弁済の可能性を検討し、自分が現実に保証債務を履行しなければならなくなる蓋然性を把握することを可能にする点にあるが、主債務者が事業のために債務を負担するに当たっての責任は通常は主債務者の財産の全体であるから、特定の事業の内容や当該事業の収益状況に関する情報が、主債務者自身による弁済の可能性を判断する上で不可欠のものとは言えない。素案(1)アによって、主債務者の資産や収入の状況について情報提供義務を負うこととされており、これに委ねれば足りると考えられる。そこで、今回の資料では、「事業の具体的な内容及び現在の収益状況」は情報提供義務の対象からは除外している。

2 誤認と意思表示との因果関係

部会資料70Aにおいては、主債務者が適切な説明をしなかったために保証人になろうとする者が誤認に陥った場合には、主債務者による説明が不適切であったことを債権者が知り、又は知ることができたことを要件として、保証契約の解除を認めていた。これは、誤認と意思表示の因果関係を要件としないことにより、保証人が保護される範囲を拡大する効果を持つものであった。しかし、第80回会議においては、誤認と意思表示との間に因果関係があるのでなければ取消しという効果を付与することの説明が困難であるとの指摘や、この因果関係を要件から除外することにより、現実には保証人の意思決定に大きく影響を与えたわけではない些細な誤認を理由とする取消しを認める余地が生ずるとの批判があった。これらの批判をも踏まえ、今回の資料においては、誤信と意思表示との因果関係を要件とすることとしている。

3 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務

請求による履行状況の情報提供義務について、次のような規定を新たに設けるものとする。

債権者は、委託を受けた保証人から請求があったときは、保証人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

(1) 主たる債務についての不履行の有無

(2) 履行期が到来した元本、利息及び遅延損害金の額（既払額を除く。）

○中間試案第17、6「(3) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務」

事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結した場合には、保証人に対し、以下のような説明義務を負うものとし、債権者がこれを怠ったときは、その義務を怠っている間に発生した遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができないものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 債権者は、保証人から照会があったときは、保証人に対し、遅滞なく主たる債務の残額〔その他の履行の状況〕を通知しなければならないものとする。

イ (略)

(説明)

1 現行の規定

保証人は、主債務者による債務不履行があるかどうか、主債務をどれくらい弁済し、残額がどれほどかを当然に知り得る立場にはなく、これらについて知る最も確実な方法は債権者に照会することである。しかし、現行法上は、保証人が債権者に対して照会した場合に債権者がどのような義務を負うかについて、規定は設けられていない。

2 問題の所在

主債務者が主債務について債務不履行に陥ったが、保証人が長期間にわたってそのことを知らず、保証人が請求を受ける時点では遅延損害金が積み重なって多額の履行を求められるという酷な結果になる場合があることが指摘されている。そのため、主債務の履行状況について保証人が知る手段を設ける必要がある。

また、債権者の側からも、金融機関が守秘義務を負うことを考慮すると、保証人からの照会に対して回答することが許されるかどうか判断に迷う場合があるとの指摘があり、保証人から照会があった場合に債権者が採るべき行為に関する規律を設ける必要がある。

3 改正の内容

素案は、委託を受けた保証人が請求したときは、債権者は、主債務者による債務不履行の有無や債務の残額などについて情報提供しなければならない旨の規定を設けるものである。

債権者に対して情報を求めることができるのを委託を受けた保証人に限定したのは、債務不履行の有無や主債務の額などは主債務者の信用などに関する情報であるから、主債務者の委託を受けていない場合にまで、これらの情報を請求する権利を与えるのは相当でないと考えられるからである。

債権者が保証人からの請求に対して提供しなければならない情報は、①債務不履行の有無、②履行期が到来した金額（既払額を除く。）である。これらの情報は、保証人が現時点又は将来に負う責任の内容を把握するために必要なものだからである。